

海外事業（委託）に係る 税務コンサルタント相談時のガイダンス

2026 年 4 月

NEDO

1. はじめに

海外における実証事業は、国内事業とは異なり、機器等の輸出入、現地での設置・建設、委託事業者から NEDO への機器・設備等の所有権移転、実証活動の実施、さらに実証終了後の機器・設備等の譲渡など、国境をまたぐ多様かつ複雑な取引を伴います。これに加え、海外の税制は国ごとに制度や運用が大きく異なるため、事業内容によっては相手国税制上のさまざまな論点が生じる可能性があります。

また、税務対応が適切に行われない場合には、相手国当局による税務調査等を通じて追徴課税などのリスクが生じ得ることにも留意が必要です。このような背景から、海外の実証事業では、事業の内容に応じて、現地税制に精通した税務コンサルタント（税務の専門家）による税制調査を事前に実施し、適切な税務対応の準備を行うことが重要となります。

海外実証事業を適切かつ円滑に進めるためには、事業者と NEDO が、相手国における税制や実務を十分に理解したうえで、連携して税務対応の方針を検討することが重要です。海外事業では、税務上の判断が事業全体の計画やコストにも影響することから、事前の調査を通じて必要な論点を把握し、適切な対応方針を整理しておくことが求められます。

本ガイダンスでは、税制調査を進めるうえでの基本的な考え方を以下のとおり整理しています。

〈基本的な考え方〉

・コンプライアンスの徹底

事業者及び NEDO は、日本及び相手国における法令・規制を遵守し、適切な税務対応を行う。

・税負担の最小化

事業者及び NEDO は、相手国における既存制度（投資優遇税制等）や特別措置（減税・免税・還付等）の適用可能性を調査し、これらを適切に活用することにより、税負担の最小化を図る。

・税務手続きに係る負担の最小化

事業者及び NEDO の相手国における税務手続きの負担の最小化及び事務的負担も考慮し、効率的かつ実現可能性の高い税務対応方針を検討する。

本ガイダンスは、海外事業に係る税制調査を的確かつ効率的に進めることを目的として作成したものです。関係者の皆様が、税務上の論点を整理・把握する際の手がかりとなり、適切な税務対応の検討や実務負担の軽減に役立てていただければ幸いです。

2. 税制調査の進め方

税制調査は、単に税務コンサルタントからの調査報告書を受領し、相手国の税制を把握するだけで完了するものではありません。調査の結果、委託事業者または NEDO が相手国において課税対象となる可能性が示された場合には、税務申告や納税に向けた事務処理体制の整備など、事前の準備が必要となります。

このため、海外実証事業においては、実証事業の開始もしくは第 1 回目の概算払請求の実施（いずれか早い方）までに、委託事業者及び NEDO が、それぞれ税制調査を実施し、想定される課税対象を洗い出し、対応方針を検討することとしています。

洗い出された課税対象は、事業の各フェーズ（Step1：委託事業者による調達・輸入・建設期間、Step2：委託事業者から NEDO への所有権移転時、Step3：実証期間中、Step4：実証終了後の機器・設備等の譲渡時）ごとに整理し、以下の点を明確にしていきます。

- どの税目に関係するのか
- 誰が申告義務者となるのか
- 何が（例：購入金額、設備の譲渡額等）課税対象となるのか
- いつまでに申告・納税が必要となるのか

(1) 事業者調査の手順

No.	手順	内容	備考
1	スケジュールの作成	委託事業者は、自身の税制調査のスケジュールを作成し、NEDO 担当者と調査報告書の提出予定日を調整する。	
2	税務コンサルタントの選定	実証事業実施国の税制・実務に精通した税務コンサルタント（税務の専門家）を選定する。	
3	税制調査の依頼と必要書類の準備	税務コンサルタントへの調査依頼にあたり、事業内容を正確に把握してもらえるよう、以下のような資料を準備・提供する。 【準備する資料の例】 ① 税務コンサルタント提供用基本情報 ② 課税マトリックス表 ③ 商流及び資金の流れ図 ④ 実証機器一覧表 ⑤ 事業概要 ⑥ その他（必要に応じて作成） 調査結果は、調査報告書（マトリックス表を含む）としてもらえるようあらかじめ依頼する。	左記の資料①～②は、NEDO が作成したひな形を提示する。資料①～⑤の詳細は下記「(2)調査依頼用資料」参照のこと。
4	調査結果の共有	調査終了後は、調査結果報告書を NEDO に提出する。	
5	税務対応方針の整理	委託事業者は、調査結果に基づき税務対応方針を整理する。	

(2) 調査依頼用資料

税制調査にあたっては、税務コンサルタントが実証事業の内容を正確に把握できるよう、必要な資料を事前に準備したうえで調査依頼を行うことが重要です。資料①は、税務コンサルタントに提示いただき、資料③～④については、NEDO でひな形を準備していますので、これらを基に資料を作成していただけます。

なお、日本の税務コンサルタントに依頼する場合であっても、実際の調査作業は同社グループ内の海外拠点や提携先コンサルタントが、実施するケースが多いことから、資料の提出を英文・和文の両方で求められるケースがありますので留意してください。

① 税務コンサルタント提供用基本情報（別紙 1）

本ガイダンスに添付のひな形を基に、実証事業の内容に応じて必要事項を加筆・修正し作成します。

② 課税マトリックス表（別紙 2）

課税の状況が一目でわかるように作成します。ガイダンスに添付のひな形を利用または参照し、税務コンサルタントに調査報告書の一部として作成してもらえよう依頼します。

③ 商流と資金の流れ図（別紙 3：見本）

商流及び資金の流れが一目で把握できるよう、作成します。既存の資料がある場合は、それを利用してください。

④ 実証機器一覧表（別紙 4：見本）

実証事業で使用する主な機器等について、名称、数量、調達、金額等を一覧にまとめて、作成します。既存の資料がある場合は、それを利用してください。

⑤ 事業概要

税務コンサルタントが、事業全体の概要を把握するための資料です。本事業で使用した既存の事業説明資料がある場合は、それを利用してください。

(3) 調査後の対応について

調査結果は NEDO と共有し、税務対応方針（申告の要否、納税額等）を整理してください。

3. 既存制度（投資優遇税制等）の活用、減税・免税・還付等の適用

税制調査においては、相手国で適用可能な投資優遇税制等の既存制度の活用や特別措置（減税・免税・還付等）についても確認します。NEDO 事業は国費を財源としていることから、適用可能な制度がある場合にはこれを把握し、税負担の最小化を図ることが重要です。

なお、税制調査の段階では、既存制度上、税の優遇、減税、免税、還付等を受けられない場合であっても、相手国側に税を負担してもらえる場合があります。特別措置や相手国側の税負担の場合は、MOU や PA に当該内容を反映させるため、速やかに NEDO と情報を共有してください。

以上